

記 録

文書番号	SCJ 第 2 4 期-0 2 0 9 0 4-2 4 3 4 0 6 0 0-0 2 6
委員会等名	史学委員会文化財の保護と活用に関する分科会
標題	文化財保護の将来像－文化財保護法改正と文化財防災について－
作成日	令和 2 年（2 0 2 0 年）9 月 4 日

※ 本資料は、日本学術会議会則第二条に定める意思の表出ではない。掲載されたデータ等には、確認を要するものが含まれる可能性がある。

この対外報告は、日本学術会議史学委員会文化財の保護と活用に関する分科会の審議結果を取りまとめ公表するものである。

日本学術会議史学委員会文化財の保護と活用に関する分科会

委員長	福永 伸哉	(第一部会員)	大阪大学大学院文学研究科教授
副委員長	佐藤 宏之	(連携会員)	東京大学大学院人文社会系研究科教授
幹事	菊地 芳朗	(連携会員)	福島大学行政政策学類教授
幹事	宮路 淳子	(連携会員)	奈良女子大学研究院人文科学系教授
	井上 洋一	(連携会員)	国立文化財機構東京国立博物館副館長
	臼杵 勲	(連携会員)	札幌学院大学人文学部教授
	大久保徹也	(連携会員)	徳島文理大学文学部教授
	小畑 弘己	(連携会員)	熊本大学大学院人文社会科学研究部教授
	芳賀 満	(連携会員)	東北大学高度教養教育・学生支援機構教授
	平澤 毅	(連携会員)	文化庁文化財第二課主任文化財調査官
	福永 香	(連携会員)	情報通信研究機構電磁波研究所電磁波応用総合研究室長
	藤尾慎一郎	(連携会員)	人間文化研究機構国立歴史民俗博物館教授
	松田 陽	(連携会員)	東京大学大学院人文社会系研究科准教授
	松本 直子	(連携会員)	岡山大学大学院社会文化科学研究科教授
	村上 恭通	(連携会員)	愛媛大学東アジア古代鉄文化研究センター長

報告書の作成にあたり、以下の方に御協力いただきました。

禰宜田 佳男 大阪府立弥生文化博物館長

要 旨

1 作成の背景

前期（第23期）には、地域において最も身近な存在といえる埋蔵文化財を適切に未来に伝えるための有効な施策を検討し、提言『持続的な文化財保護のために一特に埋蔵文化財における喫緊の課題一』を発出した。これに続く今期は、平成30（2018）年6月に改正された文化財保護法の評価、頻発する災害から文化財を守る文化財防災のあるべき姿の二つの課題を中心に審議を重ねてきた。この間、文化財保護法の改正に関しては、平成30（2018）年5月に公開セッションを開催し、分科会以外の関係者とも意見交換を行った。しかしながら、両課題をめぐる状況が急速に動きつつあるため、分析にさらに時間をかける必要があると判断し、今期は審議の概要について記録として文書を遺すこととした。

2 現状と課題

第一の文化財保護法改正に関わる問題としては、文化財の保存に重きを置いてきた従来の姿勢から、これを積極的に活用する方向への転換が打ち出されたが、保存と活用の適切なバランスをいかに図るかという課題がある。今般の法改正の背景に、文化財を我が国の「観光立国戦略」を推進する資源とするねらいが含まれており、地方自治体の文化財行政の力量によっては保存と活用のバランスを失する事態が生じる懸念が拭えないことである。第二の文化財防災に関わる課題としては、近年頻発する自然災害のなかで文化財が毀損あるいは滅失する事態が生じている事に対して、いかに対応すべきかという点である。改正文化財保護法は平成31（2019）年度に施行されたばかりで、文化財を取り巻く情勢は急激に動いており、いますこしその変化の実態を見極めながら引き続き審議を深める必要がある。

3 審議の内容

(1) 文化財保護法改正をめぐる課題について

平成30年6月1日、第196回国会において「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が可決成立した。今回の改正は、文化財保存・活用を地域総がかりで進めることを趣旨とするが、その背景には観光利用を含めた文化財の活用にこれまで以上に重点を置くという意図がある。そして、首長の判断で施策を推進できるよう、文化財保護事務の所管を教育委員会から首長部局に移すことを可能とする「地教行法」の改正とセ

ットとなっている点も特徴である。改正では、都道府県で「文化財保存活用大綱」、市町村で「文化財保存活用地域計画」、個別文化財ごとに「文化財保存活用計画」を策定できるとしており、計画的な保存活用への法定根拠を与えることとなった。

今回の改正は、未指定の文化財も含めた保存活用の「地域計画」の策定を求めるなど、積極面も認められる。一方で、「地域計画」の策定には相当な労力がかかるため、市町村の間で文化財行政の体制や力量に大きな差がある中で、文化財の保存と活用の適切なバランスを全国レベルでいかに保っていくかが課題である。この点を踏まえて、地域の実態を分析しながら審議を継続する方針とした。

(2) 公開セッションについて

平成 30 (2018) 年 5 月 27 日に、一般社団法人日本考古学協会と共催で公開セッション「文化財保護法の改正と遺跡の保存活用」を明治大学駿河台キャンパスにて開催した。文化財保護法の改正案の国会審議が行われている最中に開催されたこの公開セッションでは、文化財のうち、遺跡や出土品などの埋蔵文化財に焦点を当てて、今回の法改正が持つ意義や課題について議論した。

セッションでは、未指定の文化財を含めた総合的、計画的な文化財の保存と活用（観光利用を含む）を促進するという法改正の趣旨には一定の積極面を見いだせるものの、市町村の文化財保護体制の充実度に大きな格差がある現状のままでは、文化財保存活用の「勝ち組」と「負け組」を生み、前者における過度な観光利用や後者における現状放置によって結果的に文化財の毀損が進んでいく懸念が示された。また、専門人材の少ない地方で文化財の適切な保存と活用のバランスを、だれがいかにして保証していくのかも、大きな課題とされた。

(3) 文化財防災について

近年発生した大規模な災害において文化財も大きな被害を受け、東日本大震災における「被災文化財等救援委員会」のように、これに対応する官民による支援の取り組みも次第に活発になっている。しかし、頻発する災害に十分に対応できず、災害発生のたびに文化財の毀損や滅失が繰り返されているのが実状である。災害を乗り越えて文化財の未来への継承を確実にするための方策について、①各行政における文化財防災体制充実の必要性、②中央防災会議による「防災基本計画」に文化財対応項目を盛り込むべきこと、③行政・学術界を横断した文化財保護体制の拡充、④文化財防災に関する知見の国際的な共有と発信、の 4 点を中心に検討した。文化財防災の問題は、改正文化財保護法が策定を法定化した「文化財保存活用大綱」「文化財保存活用地域計画」ともかかわるため、地域の状況を精査しながら審議を継続する方針とした。

目 次

1	作成の背景	1
2	現状と課題	1
3	審議の内容	
(1)	文化財保護法改正をめぐる課題について	2
(2)	公開セッションについて	5
(3)	文化財防災について	7
<参考資料>	審議経過	8

1 作成の背景

本分科会では前期（第 23 期）には、文化財の中でも土地と切り離すことのできない形で全国各地の土中に残り、最も身近な存在といえる埋蔵文化財に焦点を当て、平成 29（2017）年 8 月 31 日に提言『持続的な文化財保護のために―特に埋蔵文化財における喫緊の課題―』を発出した。①地方分権下での埋蔵文化財に関する法的権限の在り方、②埋蔵文化財保護のための人材育成、③遺跡調査情報の確実な継承と広範な活用の 3 点を柱とする、埋蔵文化財の未来への確実な継承を見据えた施策の提言であった。

これに続く今期（第 24 期）は、文化財保護に関わる二つの大きな課題が目前に出来してきた中でのスタートとなった。一つは、文化財保護法改正の問題である。昭和 25（1950）年の施行以来、約 70 年にわたって我が国の文化財保護政策の根幹を規定してきた文化財保護法を大きく改正しようとする動きが進行中であり、文化財の専門家が集う本分科会としても、文化財保護に資する形で法の改正と運用が実現するよう、状況分析と意思表示を行うことが必要であると考えた。この文化財保護法の改正問題に関しては、平成 30（2018）年度に公開セッションを開催し、本分科会以外の関係者とも意見交換を行った。

いま一つは、毎年のように発生する大規模な自然災害の中で、文化財への深刻なダメージが明らかになってきたことである。今期が始まる前年の平成 28（2016）年には熊本地震が発生し、古墳や城郭・社寺などの建造物、博物館収蔵資料をはじめ多数の文化財に大きな被害が及び、その復旧が大きな問題となっていた。もちろん災害の中で貴重な文化財が毀損・滅失することはいまに始まったことではないが、近年歴史関係者によって組織的に取り組まれるようになった文化財レスキュー活動の広がりによって、災害の中で傷つき失われる文化財の実態がより明瞭に把握できるようになってきた。自然災害の発生は今後も不可避であることを考えれば、発災後のレスキューだけでなく平時からの文化財防災・減災の仕組み作りも重要であるとの認識が、今期の本分科会スタート時において委員の間で共有された。

以上のような考え方で本分科会では審議を行ってきたが、二つの課題をとりまく状況が急速に動きつつあるため、事例の収集・分析にさらに時間をかける必要があると判断し、今期は審議の概要について記録として文書を遺すこととした。

2 現状と課題

上述のように第一の課題は、文化財保護法改正の方向性や内容の妥当性について検討を加えることであった。平成 29（2017）年 5 月に文化審議会文化財分科会に対して、文部科学大臣から文化財保護制度の在り方について包括的な検

討を求める諮問「これからの文化財の保存と活用の在り方について」がなされたのを契機に検討が始まり、パブリックコメントの公募などを経て、同年 12 月 8 日には「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について（第一次答申）」が文化審議会から答申された。そして、これを受けた改正法案「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案」が、はやくも翌年の第 196 回国会に上程され、平成 30（2018）年 6 月 1 日に可決成立を見たのであった。

改正文化財保護法の中心的な趣旨は、これまでどちらかというと文化財の現状保存に重きを置いてきた姿勢から転換して、地域総がかりで確実な保存を図るとともに、より積極的な活用を推進しつつ未来に伝えることにあり、その考え方自体は一定の前進と評価できる。しかし一方で、その背景には文化財を我が国の「観光立国戦略」を支える資源とするねらいも含まれており、過度な活用によって文化財本体の価値を毀損する恐れもないとはいえない。したがって、文化財の保存と活用の適切なバランスを維持するうえで、改正にともなう諸施策が有効に働くかどうかという点からの吟味が必要になる。また、文化財の保存活用行政を担う個々の地方自治体間に体制や力量の差がある中で、全国レベルでいかに水準を保っていくかという点も課題である。

改正文化財保護法の施行は平成 31（2019）年 4 月であり、まさにいまあらたな施策への取り組みが全国の地方自治体で始まったところである。本分科会では期をまたいで、引き続き状況を分析していくことが必要との認識で一致した。

第二の課題は、文化財防災の問題である。近年、頻発する地震、豪雨などの自然災害によって、文化財が深刻なダメージを被る事例が増加している。ダメージを受けた文化財のレスキューだけではなく、起こりうる災害から文化財の毀損や滅失を防ぐために何をなすべきか、という観点からの検討が急務である。本分科会でも、そうした文化財の防災・減災を図るための恒常的な仕組みに関する有効な提案が必要であると認識し、審議を始めた。

実は、今般の文化財保護法改正では、都道府県が「文化財保存活用大綱」を作成することが求められているが、文化庁が示したその作成指針においては、定めるべき基本的事項として「防災・災害発生時の対応」が明記された。この点は一歩前進と評価すべきである。問題は、令和 2（2020）年度末までに各都道府県から示される「大綱」の中に、実際にどのような形で災害対応が盛り込まれるかという点である。これについても、現在進行形の課題であるため、審議を継続していく方針とした。

3 審議の内容

(1) 文化財保護法改正をめぐる課題について

平成 30 年 6 月 1 日、第 196 回国会において「文化財保護法及び地方教育行

政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が可決された。今回の改正は、文化財保存・活用を地域総がかりで進めることを趣旨とするが、その背景には観光利用を含めた文化財の活用にこれまで以上に重点を置くという意図がある¹。そして、施策を首長の判断で推進できるよう、文化財保護事務の所管を教育委員会から首長部局に移すことを可能とする「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の改正とセットとなっている点も特徴である。

平成30(2018)年8月31日に開催した第3回分科会で法改正の内容を整理した大久保徹也委員は、改正の主要事項として以下の7点をあげた。

- ①都道府県による文化財保存活用大綱の策定について定めるとともに、市町村が作成する文化財保存活用地域計画の認定制度を設けたこと
- ②所有者等が作成する保存活用計画の認定制度を設けたこと
- ③文化財保存活用支援団体の指定制度を設けたこと
- ④管理責任者を選任できる要件を拡大したこと
- ⑤文化財保護指導委員を市町村にも置くことができることとしたこと
- ⑥重要文化財等の損壊等に対する罰金の最高額を引き上げたこと
- ⑦教育委員会の所管とされている地方公共団体における文化財保護の事務を、条例により、当該地方公共団体の長が管理・執行できることとしたこと

今般の改正の注目点ともなる①②に関わることでは、都道府県で「文化財保存活用大綱」、市町村で「文化財保存活用地域計画」、個別文化財ごとに「文化財保存活用計画」を策定でき、文化庁がこれを認定するという手続きを法定化したことが大きな特徴である。これら三段階の保存活用計画の位置づけは次の通りである²。

<文化財保存活用大綱>

都道府県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化するものであり、当該都道府県内において各種の取り組みを進めていく上で共通の基盤となるもの。

<文化財保存活用地域計画>

大綱を勘案しつつ、各市町村において取り組んでいく目標や取り組みの具体的な内容を記載した、当該市町村における文化財の保存・活用に関する基本的なアクション・プラン

<文化財保存活用計画>

国指定文化財及び登録文化財を対象にその所有者又は管理団体が作成するもの

¹ たとえば平成30(2018)年6月に観光立国推進閣僚会議がとりまとめた「観光ビジョン実現プログラム 2018—世界が訪れたくなる日本を目指して—」には、「文化財の観光資源としての開花」のために「文化財を中核とする観光拠点を全国で200拠点程度整備する」との計画が示されている。

² 「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」(平成31年3月4日付、文化庁)

で、各文化財の個別の状況に応じて、その保存・活用の考え方や所有者等において取り組んでいく具体的な取り組みの内容を位置付けた、個々の文化財の保存・活用を進めていくための指針となる基本的な計画。

このうち、各市町村の文化財保存活用のアクション・プランとして重要な「文化財保存活用地域計画」は、文化庁が平成 20（2008）年から策定を促してきた「歴史文化基本構想」の趣旨を引き継ぐもので、これに法的根拠を与えた発展形態といえる。また、個々の文化財を対象とした「文化財保存活用計画」は、これまでも策定が推奨されていたものであるが、法定化することによっていっそうの促進を図る意図がうかがえる。「文化財保存活用大綱」は都道府県レベルの方向性を示すものとして今回あらたに設定されたもので、管内市町村が「地域計画」を策定する際に参照されるべき位置付けである。この「大綱」は、地方分権化の進展が都道府県の文化財保護行政上の役割を弱化させつつある中で、管内市町村の「地域計画」策定を適切に指導・助言することを通じて、都道府県の役割を再設定する意味も含んでいると思われる。

文化財保護法のもとで、地域の文化財を的確に把握し、その保存活用を計画的に進める方向性を打ち出した点は、今回の法改正の積極面として評価できよう。しかし、未指定の文化財も含めた「地域計画」の策定は、全国の 1 / 3 の約 600 市町村に文化財専門職員がいない現状³では、少なからぬ市町村にとって難易度の高いものとならざるを得ない⁴。「地域計画」を策定できた市町村だけがいれば「勝ち組」となり、国の補助をとまうさまざまな文化財事業を推進でき、それが困難な市町村では保存活用が後退し、結果的に文化財の毀損や滅失を招くような状況になることは避けなくてはならない。

また、上述の⑦に関わって、文化財保護事務の所管を教育委員会から首長部局に移すことを可能とした点については、首長の判断で施策を迅速に推進できる利点がある一方で、4 年ごとの選挙で交替する可能性のある首長の考えによって、文化財行政の一貫性や継続性が弱まる可能性もなくはない。さらに、首長が推進する過度の観光利用によって、文化財本体に対する保存上の悪影響が及ぶのではないかとの懸念も拭えない。

今回の法改正には評価できる点と慎重に注視すべき点が包含されており、あらたな方針がどのように地域で実装されていくかが重要なポイントとなる。本分科会では、改正法が施行されて間もない現時点では、拙速な結論は避けて、地域の実態を把握しながら審議を継続する方針とした。

³ 坂井秀弥 2020 「戦後遺跡保護の成果と文化財保護法改正の課題」『歴史学研究』No. 998、績文堂出版

⁴ 令和 2（2020）年 7 月現在で「文化財保存活用地域計画」を策定し文化庁の承認を得たのはわずか 16 市町村にとどまっている。https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/bunkazai_hozon/92040101.html

(2) 公開セッションについて

本分科会では、平成 30（2018）年 5 月 27 日に、一般社団法人日本考古学協会と共催で公開セッション「文化財保護法の改正と遺跡の保存活用」を明治大学駿河台キャンパスにて開催した。概要は以下の通りである。

<報告>

福永伸哉（日本学術会議第一部会員、大阪大学文学研究科教授）

文化財保護法の改正と遺跡の保存活用

坂井秀弥（奈良大学文学部教授）

文化財保護法改正の要点と課題－文化審議会答申にもとづいて－
藤沢敦（東北大学総合学術博物館長）

遺跡の保存と活用について－これからの文化財保護政策の中で－
立花実（神奈川県伊勢原市教育委員会歴史文化担当課長）

歴史文化基本構想の取り組みと課題について－文化財保護法改正に際する
市町村からの視点－

松田陽（日本学術会議連携会員、東京大学人文社会系研究科准教授）

欧州における遺跡保存と活用の動向について

<討論>

司会 佐藤宏之（日本学術会議連携会員、東京大学人文社会系研究科教授）

福永伸哉（日本学術会議第一部会員、大阪大学文学研究科教授）

<概要>

文化財は、日本列島における人々の長い営みの中で生まれ、今日まで伝えられてきた国民共有の文化的な財産である。また、地域にあつてはコミュニティの求心力の維持継承に重要な役割を發揮する存在である。

この文化財を保存し活用するための根幹となる法律「文化財保護法」が施行されて約 70 年が経過した。そしていま、同法のこれまでで最も大きな改正が行われようとしている。改正案がまさに国会に上程され審議が行われているタイミングで開催されることとなったこの公開セッションでは、文化財のうち、おもに遺跡や出土品などの「埋蔵文化財」に焦点をあてる形で、今回の法改正が持つ意義や課題について議論が交わされた。

今回の法改正の主眼は、文化財の保存と活用に関する国の法的権限の一部を、「文化財保存活用地域計画」を策定するなどの条件を整備した地方公共団体に移譲できるようにすること、またそうした文化財保護の事務所管を従来の教育委員会から地方公共団体の首長部局が担えるようにすることにある。つまり、法改正の方向性は、文化財の保存活用における地域の裁量を拡大することであり、その趣旨自体には積極面も認められる。

ただ、改正条文からは十分に読み取れない隠された問題は、文化財の保存よりも活用により重点が置かれ、かつその活用の狙いが「観光振興」にいささか前のめっているのではないかという点である。このことは、改正案が上程され

た第 196 回通常国会冒頭の安倍総理の施政方針演説の中で、地方創生をめざす「観光立国」施策として「我が国には、十分活用されていない観光資源が数多く存在します。文化財保護法を改正し、日本が誇る全国各地の文化財の活用を促進します」と述べられていることをみても明らかである。

セッションにおいては、まず福永伸哉氏から、今回の法改正の背景に平成 29 (2017) 年 6 月に閣議決定された「未来投資戦略 2017—Society 5.0 の実現に向けた改革—」に記された「文化 GDP」の拡大という経済的発想が存在すること（さらにその前提には平成 15 (2003) 年の小泉内閣の「観光立国宣言」などがある）を念頭において、文化財の保存と活用のバランスについてあるべき姿をいま議論する必要性が提起された。

続いて坂井秀弥氏からは、法改正において参照された文化審議会「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について（第一次答申）」（平成 29 (2017) 年 12 月 8 日）の分析とともに、行き過ぎた観光振興目的の活用がもたらす弊害や、地方公共団体の文化財保護体制が不十分なままでそれが進められることへの懸念が示された。

藤沢敦氏は、改正保護法が求める「文化財保存活用地域計画」の策定は、文化財保護体制の脆弱な市町村にとって多くの困難を伴うため、人材育成を含めた支援が大きな課題であることや、文化財保護事務が教育委員会から土地開発をも所管する首長部局へ移された時、開発行為と遺跡の保存活用の調整がいま以上に困難になる恐れなどを指摘した。

現行の仕組みにおける地域の文化財の総合的な保存活用計画である「歴史文化基本構想」の策定に携わった立花実氏は、「歴文構想」の発展形と推察される「地域計画」を実現させるには、財政的な裏付けと専門人材の配置が必要であると述べるとともに、文化財には稼げるものと稼げないものがあり、後者にも十分配慮した保護の裾野の広がり求めた。

最後に登壇した松田陽氏は、欧州の遺跡マネジメントに触れ、多様な集団と協働して民主的マネジメントを実現しようとする多元主義的立場と、市場経済原理に沿った効率よいマネジメントをめざす新自由主義的立場が併存しているが、近年ではどちらか一方の立場が強調される事例が増える傾向にあると指摘し、日本の動向を注視する必要を強調した。

これらの報告を踏まえた討論では、未指定の文化財を含めた総合的、計画的な文化財の保存と活用（観光振興を含む）を促進するという法改正の趣旨には一定の積極面を見いだせるものの、市町村の文化財保護体制の充実度に大きな格差がある現状のままでは、結局は文化財保存活用の「勝ち組」と「負け組」を生み、その結果後者の域内に存在する文化財の毀損が進んでいく懸念が示された。また、専門人材の少ない地方で、文化財の適切な保存と活用のバランスを、だれがいかにして保証していくのかも、大きな課題とされた。

(3) 文化財防災について

平成 23 (2011) 年東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)、平成 28 (2016) 年熊本地震、平成 30 (2018) 年 7 月豪雨 (西日本豪雨) 等、近年発生した大規模な自然災害において文化財も大きな被害を受け、東日本大震災における「被災文化財等救援委員会」のように、これに対応する官民による支援の取り組みも次第に活発になっている。しかし、頻発する大規模災害に必ずしも十分に対応できず、災害発生の際に文化財被害が繰り返されているのも実状である。

令和元 (2019) 年 8 月 29 日に開催した第 4 回分科会では、菊地芳朗委員から「東日本大震災・原発事故後の文化財保護・活用の現状と課題」として、文化財レスキュー等に携わってきた自身の経験と近年の文化財保護法改正等をふまえ、災害に対応するため行政や学界に望まれる在り方について報告が行われた。報告では、福島県を中心とする東日本大震災・原発事故による文化財被害とその対応及び課題が説明された後、これらをふまえたこれからの文化財保護・活用の在り方について菊地委員の意見が述べられた。また、①福島県富岡町が成立させた「震災遺産保全条例」の内容と意義、②国立文化財機構内に設置された「文化財防災ネットワーク推進事業」の成果と今後、③ブラジル国立博物館やフランス・ノートルダム寺院の火災をふまえた国レベルの防災の在り方、④日本各地の被災文化財への対応の現状と課題、⑤東日本大震災・原発事故の課題と教訓が薄れることへの懸念と世界発信の必要性等についても、情報交換及び審議が行われた。

これらの報告や審議の結果、災害を乗り越えて文化財の未来への継承を確実にするための方策について、①各行政における文化財防災体制充実の必要性、②中央防災会議による「防災基本計画」に文化財対応項目を盛り込むべきこと、③行政・学界・学会を横断した文化財保護体制の拡充、④文化財防災に関する知見の世界発信と共有の 4 点が今後の検討課題であると認識された。

平成 31 (2019) 年 4 月に施行された改正文化財保護法では、都道府県による「文化財保存活用大綱」、市町村による「文化財保存活用地域計画」がそれぞれ策定できることになったが、これに先立って文化庁から出された策定に係る指針の中にあらたに「防災・災害発生時の対応」を記載すべきことが示されるなど⁵、行政及び学術界に対し文化財防災への取り組みがこれまで以上に求められることになった。文化財防災の問題は、改正文化財保護法が法定化した「文化財保存活用大綱」「文化財保存活用地域計画」とも関わっており、その策定がまさに進行中であるため、地域の状況を精査しながら審議を継続する方針とした。

⁵ 「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」(平成 31 年 3 月 4 日付、文化庁)

<参考資料> 審議経過

平成 29 年

12 月 22 日 文化財の保護と活用に関する分科会（第 1 回）

役員の選任

前期活動の紹介

今期の進め方について

日本考古学協会との共催セッションについて

平成 30 年

3 月 19 日 文化財の保護と活用に関する分科会（第 2 回）

文化財保護行政の動向について

8 月 31 日 文化財の保護と活用に関する分科会（第 3 回）

改正文化財保護法と地方公共団体の課題について

文化庁研修（資格）制度の検討状況と課題について

令和元年

8 月 29 日 文化財の保護と活用に関する分科会（第 4 回）

東日本大震災・原発事故後の文化財保護・活用の現状と課題について

埋蔵文化財保護行政の現状と課題、今後の展望について

12 月 25 日 文化財の保護と活用に関する分科会（第 5 回）

第 2 4 期の意志表出について

第 2 5 期の会員候補、連携会員候補の推薦について